

保護者の皆様

杉並区教育委員会事務局庶務課長
杉並区立桃井第五小学校長 川田 忠

臨時休業期間中の児童の学校での居場所の提供について

日頃から区立学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

区立小学校では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月2日から春季休業日開始日の前日まで、臨時休業を実施しておりますが、保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な小学校低学年の児童については、下記のとおり、各学校で受け入れ、居場所を提供することとしますので、お知らせします。

なお、今後の状況の変化に応じて本取扱い内容を変更する場合には、改めてご連絡しますので、よろしく願いいたします。

1 対象者

小学校1～3年生、特別支援学級の児童（全学年）

2 期間及び時間

(1) 令和2年3月9日（月）から春季休業開始日の前日までとします。

※ただし、各小学校の修了式・卒業式の実施日、土日祝日は除きます。

(2) 受け入れ時間は、各校の通常の登校時間から午後2時30分とします。

3 受け入れにあたって留意事項

(1) 学校での受け入れを希望する場合は、別紙の「申出書」（杉並区および学校ホームページにアップします）を記入の上、利用開始の前日までに学校に提出してください。

（3月9日からの利用希望については、事前にFAXまたは下記の時間帯に学校に電話連絡の上、「申出書」を持参させてください。）

3月9日（月） 8：00～8：30

※つながりにくい場合がありますのでご了承願います。

(2) 利用希望日に、利用しない場合は必ず学校へ連絡をお願いいたします。また、早退する場合（児童クラブを利用する場合を除く）は、必ず学校へ連絡の上、保護者によるお迎えをお願いいたします。

※利用時間に遅れての到着はご遠慮ください。

(3) 利用する際には、朝、検温等の健康観察を行ってください。また、発熱や風邪の症状などがある場合は、お預かりできません。利用中に、発熱や風邪の症状などが見られた場合は、保護者にご連絡をしますので、お迎えをお願いいたします。

(4) 各自で必ず弁当等の昼食や飲み物を持参してください。（給食はありません。）

(5) 学校での対応は、「居場所の提供」となります。各自で教材等や文房具、上履き、レジャーシートを持参してください。（学校の教職員が見守りを行います。授業を行うことはありません。）

(6) 居場所の提供に当たっては、通常の登下校と同様に通学案内交通指導員を配置し、事故防止等の安全対策を図ります。

(7) 利用の際は、感染症予防の観点からマスクの着用をお願いいたします。

4 学童クラブに登録している児童について

- (1) 午前9時30分から開所する学童クラブの利用で対応可能な児童は、引き続きそちらをご利用くださるようご協力をお願いします。
- (2) 学校で過ごした後、引き続き学童クラブを利用する場合は、「午前9時30分」又は「午後2時30分」に、学校から学童クラブへ送り出します。別紙「申出書」の「受け入れ希望日における学童クラブの利用について」に必要事項をご記入の上、学校にご提出ください。
- (3) 「午前9時30分」に学校から学童クラブへ向かう場合は、教職員が同行し、事故防止等の安全対策を図ります。

【問い合わせ先】

杉並区教育委員会事務局庶務課庶務係
03-3312-2111 内線 1602